

「一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案」等に対する意見の募集（パブリックコメント）について

環境省では、廃肉骨粉の適正処理を図るため、「一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令」等の一部改正を行うことを検討しております。

本案について広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成31年1月24日（木）から平成31年2月25日（月）までの間、意見の募集（パブリック・コメント）を実施いたします。

## 1. 意見募集の対象

- (1) 一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の一部を改正する省令案について
- (2) 「環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件」等の一部改正案について

## 2. 意見募集要項

### (1) 募集期間

平成31年1月24日（木）から平成31年2月25日（月）（郵送の場合は平成31年2月25日（月）必着）

### (2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

（意見提出様式）

[件名] 特例省令等の一部改正に関する意見

（郵送の場合は、封筒に件名を赤字で記載してください。）

[氏名] （企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[ファックス番号]

[メールアドレス]

[御意見]

- ・ 該当箇所（どの部分についてか該当箇所が分かるように明記してください。）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

（注意事項）

- ・ 御意見は日本語で提出してください。
- ・ 郵送又はファックスの場合は、A4版の用紙にて提出してください。
- ・ 上記以外の方法（電話や匿名）での意見提出はお受けいたしかねますので御了承ください。

### (3) 意見提出先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電子メールの場合 E-mail:hairi-haitai@env.go.jp

ファックスの場合 FAX : 03-3593-8263

#### (4) 資料の入手方法

##### ① インターネットによる閲覧

- ・ 電子政府の総合窓口 [e-Gov] <http://www.e-gov.go.jp/>

##### ② 窓口での配布

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館23階)

※ 事前に入館登録が必要になりますので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

##### ③ 郵送による送付

郵送により送付を希望される方は、205円切手を貼付し、宛先に送付先の郵便番号、住所及び氏名を明記した返信用封筒を同封の上、「『特例省令等の一部改正に関する意見』関係資料希望」と封筒の表面に明記し、期限までに十分な余裕を持って、上記「3.(3)意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付してください。

切手が貼付された返信用封筒が同封されていない場合は受け付けかねますので、あらかじめ御了承願います。

#### 〈注意事項〉

- ・ 御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・ 皆様からいただいた意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。